

5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

勸告	説明図表番号
<p>今回調査対象とした学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターの8類型の設立認可法人について、「2 調査の視点」で整理した問題意識に立って、監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した。また、社会福祉法人について、厚生労働省は、法人運営の透明性の確保の観点から、当該法人の役員たる監事による監査に加えて、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を勧めている。このことを踏まえ、社会福祉法人に関しては、同様の問題意識の下、この外部監査の活用状況についても調査した。これらの調査の結果は、次のとおりである。</p>	表 5 - 1
<p>(1) 学校法人</p> <p>ア 監事監査の実施状況</p> <p>調査した 31 法人（大臣所管法人 16、知事所管法人 15）は、全て監事が監査を行っていた。ただし、1 知事所管法人について、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間、監事が理事会に出席しておらず、また、監査報告書を理事会及び評議員会に提出していない事例がみられた。</p>	表 5 - (1) - 1
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p> <p>(7) 文部科学省</p> <p>文部科学省では、大臣所管法人に対して、認可した学部、学科等が完成年次（当該学部等に全学年の学生等が在籍することとなる年次）に達するまでの間、毎年度「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施しており、実地調査を行う際には監事に同席を求め、当該法人に対する指導内容について認識の共有を図っている。</p>	表 5 - (1) - 2
<p>また、毎年度、大臣所管法人を対象に実施している「学校法人実態調査」（書面調査）において、監事監査の内容を調査表に記載させて確認を行っているほか、毎年度 1 回、監事の役割を理解してもらうため、大臣所管法人の監事、都道府県私学行政担当者等を対象に「学校法人監事研修会」を開催している。</p>	表 5 - (1) - 3 表 5 - (1) - 4
<p>(4) 都道府県</p> <p>調査した 14 都道府県では、独自の検査実施要綱に基づく調査や、補助金の交付に関連した調査等を通じて、知事所管法人に対する指導監督を行っている。</p> <p>また、当該 14 都道府県中 10 都道府県では、上記調査の際に監事監査の実施状況や監事の理事会への出席及び意見陳述の状況等の確認を行い、必要な指導を行っていたが、残りの 4 都道府県では、監事監査</p>	表 5 - (1) - 5

<p>の実施状況等についての確認等を行っていなかった。</p>	
<p>(2) 医療法人</p>	
<p>ア 監事監査の実施状況</p>	
<p>調査した 22 大臣所管法人は、全て監事が監査を行っていた。これら監事の監査報告書によると、全て当該法人の業務及び財産の状況について監査を行い、その結果、当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないと報告していた。</p>	
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p>	
<p>(7) 定款例における定時社員総会の開催回数に係る規定</p>	
<p>厚生労働省は、社団たる医療法人の定時社員総会については、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましいとの考え方に立ち、定款例にその旨を示すとともに、設立の認可の申請時に当該法人に対し指導を行っている。</p>	<p>表 5 - (2) - 1</p>
<p>このため、調査した 22 大臣所管法人では、予算と決算の審議を別々に行うことを企図して、定時社員総会を毎年 2 回開催する旨を定款に定めている。しかし、これら 22 法人の平成 23 年度における定時社員総会の実際の開催状況をみると、5 月に 1 回開催したのみで、予算及び決算を同一の定時社員総会で審議していたものが 3 法人みられた。また、これら 3 法人のうち 2 法人については、平成 24 年度においても同様に年 1 回の定時社員総会で予算及び決算を審議していた。</p>	<p>表 5 - (2) - 2</p>
<p>ちなみに、社団たる医療法人の定時社員総会の開催回数について、医療法第 48 条の 3 第 2 項においては、少なくとも毎年 1 回定時社員総会を開かなければならないと定められている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の公益認定を受けた公益社団法人と比較してみると、内閣府公益認定等委員会が示している定款例の規定では、社員総会は定時社員総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に開催するとされている。この「必要がある場合に開催する」社員総会については、同定款例では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上は臨時社員総会の位置付けになると解説されている。これらのことを踏まえると、そもそも厚生労働省の定款例の定め方にも疑念が生ずるところである。</p>	
<p>(4) 役職員以外への貸付け</p>	
<p>医療法人は、医療法により、病院等の開設以外の業務を行うことが制限されている。この趣旨を踏まえ、厚生労働省は、医療法人がその役職員以外の者に貸付けを行うことは不適切としている。</p>	<p>表 5 - (2) - 3</p>

<p>このことから、調査した 22 大臣所管法人の中にも、地方厚生（支）局から、不適切な貸付けによる貸付金を速やかに回収すべきとの指導を受けたことがあるものが 2 法人みられた。</p>	表 5 - (2) - 4
<p>(ウ) 所轄庁の指導と監事監査</p> <p>上記の各事例に関して、当該法人の監事の監査報告書には何の記載もみられなかった。すなわち、これら監事は、「当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実」として指摘していない。</p>	
<p>そのほかにも、地方厚生（支）局における平成 15 年度から 24 年度までの医療法人への立入検査等の結果をみたところ、4 地方厚生（支）局において、上記の各事例以外にも、1 年以上理事長が空席の状態であったり、役職員への福利厚生目的での貸付けに係る内部規定が未整備であったりしたことから、当該法人に対し改善を指導する事例がみられた。しかし、これらの指導において、地方厚生（支）局と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。</p>	表 5 - (2) - 5 ~ 10
<p>(3) 社会福祉法人</p>	
<p>ア 監事監査の実施状況</p> <p>調査した 52 法人（大臣所管法人 35、知事所管法人 17）は、全て監事が監査を行っていた。</p>	
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p> <p>社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査の実施状況を調査したところ、特定の理事の理事会への欠席の常態化等について繰り返し改善を指導している事例がみられた。</p>	表 5 - (3) - 1
<p>また、社会福祉法人における定款の変更状況等について調査したところ、定款の変更が必要であるにもかかわらず、それを行わないまま新たな事業を実施していた事例が少なからずみられた。その中には、定款の変更が必要な事実の発生から 1 年以上変更認可の申請が行われなかった事例もみられた。</p>	表 5 - (3) - 2、3
<p>以上のような事例について、当該法人に対する所轄庁の指導において、所轄庁と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。</p>	
<p>なお、監事監査事務自体の指導という点では、所轄庁は以下のような活動を行っている。</p>	
<p>i 調査した 7 地方厚生局では、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。</p>	表 5 - (3) - 4
<p>ii 調査した 15 都道府県全てが、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。</p>	表 5 - (3) - 4、5

<p>このうち8都道府県では、監事監査に係る手引書や監査報告書の様式を所管法人に示している。また、3都道府県では、監事を対象とした研修を行っている。</p>	
<p>ウ 外部監査の活用状況</p> <p>厚生労働省は、「社会福祉法人審査基準」において、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとしている。また、外部監査の活用の頻度について、資産額等が一定額以上の法人（注1）については2年に1回程度、それ以外の法人についても5年に1回程度が望ましいとしている。</p> <p>調査した52法人（大臣所管法人35、知事所管法人17）について、外部監査の活用状況をみたところ、活用実績のあるものは17法人であった。</p> <p>また、活用実績のない法人の中には、役員に公認会計士又は税理士がいることを理由に外部監査を不要と考えていたり、そもそも厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していなかったり、外部監査を受ける際の契約において監査の目的や範囲についてどのように定めるべきか分からないとするものがみられた。</p> <p>（注1）資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人</p>	<p>表5-(3)-6</p> <p>表5-(3)-7、8</p> <p>表5-(3)-7、9</p>
<p>(4) 健康保険組合</p> <p>ア 監事監査の実施状況</p> <p>調査した30法人は、全て監事が監査を行っていた。</p> <p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p> <p>地方厚生（支）局では、健康保険組合に対し計画的に実施している実地指導監査の際に監事の出席を求めて、監事監査の実施状況等について説明を聴取し、必要に応じて指導を行っている（注2）。</p> <p>また、厚生労働省は、監事監査機能の強化が図られるよう、具体的な点検項目を示した「自己点検シート」を策定し、各法人に対して、監事等がこの「自己点検シート」を活用することを求めている。</p> <p>以上のことから、健康保険組合に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注2）平成25年度の実地指導監査については、「平成25年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（平成25年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき実施されている。</p> <p>(5) 厚生年金基金</p>	<p>表5-(4)-1、2</p> <p>表5-(4)-3</p>

<p>ア 監事監査の実施状況</p> <p>調査した 28 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p> <p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p> <p>厚生労働省は、厚生年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査（月例監査、四半期監査及び総合監査）を行うことを厚生年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。</p> <p>また、地方厚生（支）局においては、厚生年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。平成 24 年度に地方厚生（支）局が行った 126 法人に対する実地監査では、39 法人で監事が実施すべき監査を監事以外の者が実施していたこと（注3）などから、監事の責任と監事以外の者による補助との関係の明確化などをこれら法人に対し指導している。</p> <p>以上のことから、厚生年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注3）平成 12 年に学識経験監事の必置規制が廃止されて以降も学識経験者である顧問等が実務上監査を実施していた事例等である。</p>	<p>表 5 - (5) - 1、2</p> <p>表 5 - (5) - 3</p> <p>表 5 - (5) - 4</p>
<p>(6) 国民年金基金</p> <p>ア 監事監査の実施状況</p> <p>調査した 16 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p> <p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p> <p>厚生労働省は、国民年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査（月例監査、四半期監査及び総合監査）を行うことを国民年金基金に対し求めている（注4）。</p> <p>また、地方厚生（支）局においては、国民年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。</p> <p>以上のことから、国民年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注4）「国民年金基金の事業運営について」（平成 3 年 7 月 12 日付け年発第 4595 号厚生省年金局長通知）の別紙「国民年金基金の事業運営基準」に基づくものである。</p>	<p>表 5 - (6) - 1</p> <p>表 5 - (6) - 2</p>
<p>(7) 企業年金基金</p> <p>ア 監事監査の実施状況</p>	

<p>調査した 26 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p>	
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p>	
<p>厚生労働省は、企業年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査を行うことを企業年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。</p>	表5-(7)-1、2
<p>また、地方厚生（支）局においては、企業年金基金に対する書面監査を計画的に実施し、実地監査については、書面監査を実施した企業年金基金の一部について必要に応じて実施することとしている（注5）。これらの監査で当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。</p>	表5-(7)-3、4
<p>以上のことから、企業年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p>	
<p>（注5）「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月1日付け年発1101第1号厚生労働省年金局長通知）の別紙「確定給付企業年金監査実施要綱」に基づくものである。</p>	
<p>(8) 広域臨海環境整備センター</p>	
<p>ア 監事監査の実施状況</p>	
<p>大阪湾広域臨海環境整備センターでは、監事が監査を行っていた。また、監事は理事会にも出席していた。ただし、平成25年6月現在の2人の監事は、同センターに出資している府県の環境関係部門の局長の職にある者であるが、監査に際して、当該府県の職員を代理人として実地監査をさせていた。</p>	表5-(8)-1～3
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p>	
<p>所轄庁である国土交通省及び環境省は、具体的な監事の職務内容及び監査方法について大阪湾広域臨海環境整備センターを指導していなかった。また、同センターにおける監事監査の実態を把握していなかった。</p>	
<p>なお、国土交通省及び環境省においては、当省の調査途上の平成25年11月に、大阪湾広域臨海環境整備センターの監事監査の適正性を確保するため、同センターに対し、監事の職務の明確化、専門性・独立性を高める観点からの選任要件の検討、監査体制の整備等を規定する監事監査規程の整備を求めるとともに、監事監査の実施状況の報告を要請するなどの具体的な方策に着手した。両省からの指導を踏まえ、大阪湾広域臨海環境整備センターは、平成26年3月に、監事の職務内容や監査補助人の設置等を定めた監事監査規程及び監事監査実施要領の整備を行った。</p>	

【所見】

- 1 したがって、文部科学省は、学校法人の監事監査機能の充実を図る観点から、所轄庁たる都道府県に対し、当該法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めることについて要請する必要がある。
- 2 また、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。
 - ① 所轄庁に対し、医療法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・要請すること。また、定款例における総会開催に係る規定のような指導の基準となるものについて、監事や所轄庁の担当者等の認識を踏まえ、必要な考え方の整理や見直しを行うこと。
 - ② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。
- 3 さらに、厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要な情報の提供を行う必要がある。

表5-1 監事による業務の監査の取組事例

<p>① 学校法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての理事会に出席し、法令・寄附行為に違反する決議が行われないよう監視 ○ 監事が随時に法人及び学校を訪問し、教職員と面談し、課題を把握 ○ 法人の業務と財務を分担して監査を実施 ○ 決算理事会前に当該年度の事業報告内容を具体的にヒアリング ○ 年度ごとにテーマを決めて監査を実施
<p>② 医療法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等の施設に出向き、関係書類の確認や事務長、会計担当者等からのヒアリングを実施 ○ 毎月、病院等の施設に出向き、管理者及び事務責任者と面談を行い、病院等の稼働状況、経費の執行状況等についての意見交換を実施 ○ 監査補助人の設置 ○ 内部通報制度の実効性の確認 ○ 所轄庁への届出内容の検査
<p>③ 社会福祉法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期に一度、経理面及び業務運営面の両方に係るヒアリングを実施 ○ 業務執行の監査を主に担当する社会福祉事業経験者の監事が、毎月1回、法人本部及び施設等を視察し、課題を把握 ○ 所轄庁の指導監査時に監事が立会い ○ 都道府県の指導基準等を参考として、財務面だけでなく業務運営面に関する項目も含むチェックリスト（監事監査執行状況自主点検表）を作成して監査を実施 ○ 監事及び法人職員が、都道府県社会福祉協議会及び都道府県社会福祉法人経営者協議会が毎年開催する「社会福祉法人監事監査研修会」に参加し、同研修会で配布される監事監査のチェックリスト（会計監査用及び業務監査用の2種類）を利用して監査を実施 ○ 県が作成する自主点検表による監査
<p>④ 健康保険組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方厚生局及び健康保険組合連合会で作成している監事監査マニュアルを入手し、同マニュアルにある確認ポイント等を確認して監査又は「自己点検シート」（平成23年12月26日付け保保発1226第1号及び平成24年4月13日付け保保発0413第4号）による自己点検を実施 ○ 各組合が定める「検査及び監査規程」の「健康保険組合監査報告（通知）書」（チェックリスト）の監査項目に従って、組合運営及び事務執行について監査を実施
<p>⑤ 厚生年金基金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業年金連合会が作成した「厚生年金基金監事ハンドブック」、地方厚生局が作成した事業運営・事務執行点検シート、総幹事会社等から提供を受けた監事監査のポイントを取りまとめた資料を参考として監査を実施

○ 理事・職員の業務遂行状況を確認するため理事会に出席
⑥ 国民年金基金 ○ 規定に基づく監査のほか、予算編成や業務改善に関する事項に対する意見を提出 ○ 地方厚生局が作成した事業運営・事務執行点検シートを監査に活用 ○ 理事会の状況を把握しておくことが監事業務の遂行上、必要であると考えられるため、理事会に出席
⑦ 企業年金基金 ○ 月例監査について、毎月、重点項目を設定した上で実施 ○ 企業年金連合会が作成した事業運営・事務執行点検シートを使用して監査を実施 ○ 法人で独自にチェックシートを作成し、これに基づいて監査を実施 ○ 基金の年金資産運用状況等の把握及び規約・規程を逸脱した運営をしていないかチェックするため理事会に出席
⑧ 広域臨海環境整備センター ○ 監事の毎回の理事会出席

(注) 当省の調査結果による。

表5-1-1 学校法人の監事が理事会に出席していない例等

○ 知事所管の1法人では、平成22年度から24年度までの間に理事会を合計38回(22年度16回、23年度9回、24年度13回)開催しているが、理事会の議事録を確認した結果、監事の出席は一度もなく、また、当該法人によればこの間に開催された評議員会への出席もないとしている。また、当該法人では、監査報告書については、理事長個人に説明がなされているものの、私立学校法第37条第3項に規定された理事会及び評議員会への提出はなされていない。

(注) 当省の調査結果による。

表5-1-2 「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」の内容

○ 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査実施要領(平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長決定)
1 趣旨 この調査は、寄附行為(変更)認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設等の整備の進捗状況を把握し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うため実施する。
2 調査対象法人及び期間
(1) 大学等の設置が認可された学校法人に対して、原則として当該設置する学部・学科等が完成年次に達するまでの間に実施する。ただし、昭和45年度以降に新設された医学部又は歯学部を設置する学校法人に対しては、当分の間新設後10年間実施する。
(2) その他、特に調査を要すると認められる学校法人に対し、必要が生じた都度実施する。

3 調査方法

調査は、書類調査、実地調査等の方法により、毎年度1回実施する。ただし、特別の必要がある場合は必要に応じてその都度実施する。

4 調査内容

- (1) 留意事項等の履行状況
- (2) 施設・設備の年次計画の実施状況
- (3) 役員の就任状況
- (4) 事務組織の整備状況
- (5) 入学者の状況
- (6) 学校法人の資産及び収支の状況（借入金の状況、学生納付金及び寄附金の状況、給与の支給状況等を含む。）
- (7) その他

5 調査委員

調査は、学校法人ごとに委員及び事務官各1名以上をもって行う。

6 調査結果の報告

ア 調査委員は、調査結果について分科会に報告するものとする。

イ 分科会長は、分科会の決定に基づいて当該学校法人に対して指導、助言すべき事項を高等教育局長に報告するものとする。

(備考)

履行状況の報告

文部科学省は、上記報告に基づき指導、助言すべき事項を速やかに当該学校法人に対して通知し、その改善措置等の履行状況の報告を求められたい。

表5- (1) - 3 平成25年度学校法人実態調査の内容

(記入上の注意)

2- (2) 監事の職務執行状況

1 平成24年度中に実施した監事の職務執行状況

- 1 平成24年度中に実施した、財産状況及び業務状況に係る監事の職務執行状況について記入してください。
- 2 「職務執行状況」欄の有・無のいずれかに○印を付すとともに、監査等を行った年月日、内容等について簡条書で簡潔かつ具体的に記入してください。
- 3 署名又は記名押印する監事は、平成23年度決算及び平成24年度期中の監査を行った監事としてください。(署名又は記名押印は必ず行ってください)

2 平成24会計年度決算に係る財産状況についての監事の職務執行状況

- 1 平成24年度決算に係る、監事の職務執行状況について記入してください。
- 2 「職務執行状況」欄の有・無のいずれかに○印を付するとともに、監査等を行った年月日、内容等について簡条書きで簡潔かつ具体的に記入してください。
- 3 署名又は記名押印する監事は、平成24年度決算監査を行った監事とします。

調査票

2- (2) 監事の職務執行状況 (私立学校法第37条第3項)

1 平成24年度中に実施した監事の職務執行状況	
職務内容	職務執行状況
(1) 財産状況の監査 (平成23年度決算及び平成24年度期中の監査を記入)	① 実施時期・期間: ② 対象分野・事項: ③ 監査結果: ④ 公認会計士との連携の状況: (公認会計士の監査の実施時期・期間:)
(2) 業務状況の監査	① 実施時期・期間: ② 方法: ③ 内容: ④ 監査結果:
(3) 学校法人の業務又は財産の状況についての理事への意見具申	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(4) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印

2 平成24会計年度決算に係る財産状況についての監事の職務執行状況	
職務内容	職務執行状況
(1) 財産状況の監査	① 実施時期・期間: ② 対象分野・事項: ③ 監査結果: ④ 公認会計士との連携の状況: (公認会計士の監査の実施時期・期間:)
(2) 財産状況についての理事への意見具申	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印

(注) 1 文部科学省の資料による。
2 下線は当省が付した。

表5－(1)－4 学校法人監事研修会の内容

<p>平成 24 年度学校法人監事研修会概要</p> <p>(開催日) 平成 24 年 11 月 22 日</p> <p>(場所) 品川きゅりあん</p> <p>(参加対象) 文部科学大臣所轄各学校法人の監事 都道府県私学行政担当者 学校法人関係団体担当者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none">○挨拶 (文部科学省高等教育局私学部長)○「変化する時代の学校経営と監事の役割」(学校法人芝浦工業大学監事)○「最近の監査事情と監事への連携のお願い」(日本公認会計士協会学校法人委員会委員長)○「私学行政の現状と課題について」(文部科学省高等教育局付視学官)
<p>平成 25 年度学校法人監事研修会概要</p> <p>(開催日) 平成 25 年 11 月 7 日</p> <p>(場所) 品川きゅりあん</p> <p>(参加対象) 文部科学大臣所轄各学校法人の監事 都道府県私学行政担当者 学校法人関係団体担当者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none">○挨拶 (文部科学省高等教育局私学部長)○「私学行政の課題と現状」(文部科学省高等教育局付視学官)○「監事の業務監査について」(学校法人実践女子学園理事長)○「学校法人会計基準の改正について」(文部科学省高等教育局私学部参事官付専門官)

(注) 1 文部科学省の公表資料に基づき当省が作成した。

2 「(内容)」に記載したテーマに付した () 内は、講義した者の役職名である。

表5- (1) - 5 都道府県における監事による学校法人の監査の指導状況等

(1) 都道府県における監事による学校法人の監査に関する指導状況	
区分	都道府県数
監事による監査に関する確認・指導を行っている都道府県	10
監事による監査に関する確認・指導を行っていない都道府県	4

(2) 都道府県における監事による法人の監査の指導項目の主な例

- 理事会への出席状況、監査報告書を会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しているか、監査報告書の業務についての報告状況等を確認する。
- 監査の実施状況、監査報告書の作成状況、理事会への出席・意見陳述状況等について監査報告書、事業報告書、理事会議事録等を確認する。
- 法人の実地調査の際、監査報告書の内容を確認するとともに、法人監事と面談し、必要な指導を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

表5- (2) - 1 社団医療法人の定時社員総会に関する規定等

○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第48条の3 （略）

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

3～11 （略）

○ 「医療法人制度について」（平成19年3月30日付け医政発0330049号）（抄）

別添1

社団医療法人の定款例	備考
第1章～第5章 （略） 第6章 会議 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 第22条 <u>定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</u> 第23条～第30条 （略） 第7章～附則 （略）	（略） ・ 定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、 <u>収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。</u> （略）

(注) 下線は当省が付した。

表5－(2)－2 医療法人が定款に示した内容の定時総会を実施していない事例

事例 No.	内容
1	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催することとしており、その理由は予算と決算を別々に審議・決定するためとしている。しかし、平成23年度は5月14日に、また、平成24年度は4月28日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。
2	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催することとしており、その理由は予算と決算を別々に審議・決定するためとしている。しかし、平成23年度は5月20日に、また、平成24年度は5月23日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。
3	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催し、3月に予算、5月に決算の決定を行うとしているが、平成23年度は、5月21日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。

(注) 当省の調査結果による。

表5－(2)－3 医療法人の業務に関する規定

<p>○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）</p> <p>第39条 <u>病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。</p> <p>第42条 <u>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</u></p> <p>一 医療関係者の養成又は再教育</p> <p>二 医学又は歯学に関する研究所の設置</p> <p>三 第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設</p> <p>四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務</p> <p>七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>八 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置</p> <p>第46条の4 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。</p>

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。
 - 4 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
 - 5 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
 - 6 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
 - 7 (略)
- 第 54 条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 5 - (2) - 4 医療法人において役職員以外への貸付けを行っており、地方厚生（支）局から指導を受けた事例

事例 No.	内容
1	<p>平成 23 年に地方厚生（支）局に所轄庁変更認可申請をした際、他の法人等への資金の貸付けを指摘され、法人資金の貸付けに関する報告書を提出するよう指導され、報告書を作成し提出した。</p> <p>その後、地方厚生（支）局に対し事業報告書等を提出した際、上記の不適切な貸付金がいまだ回収できていなかったため、法人資金の貸付けの回収状況及び回収計画等を提出するように指導され、作成の上、提出した。</p> <p>さらに、その翌年度の事業報告書等を提出した際、その場で再度法人資金の貸付けに係る回収状況及び回収計画等を提出するように指導され、提出した。現在その回収計画に基づき、回収を行っている。</p>
2	<p>平成 22 年に地方厚生（支）局に事業報告書等を提出した際、貸付金が計上されているため、長期貸付金に関する内部規定の有無及び当該貸付金の明細を文書で提出するよう求められた。提出後、役職員以外への貸付けを解消するよう指導されたため、役職員以外への貸付けを取り止め、提示した時期までに回収を行う旨を地方厚生（支）局に報告し、回収を行っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5 - (2) - 5 医療法人への立入検査等に関する規定

○ **医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）**

第 63 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告

を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、(中略) 第 63 条第 1 項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 5 - (2) - 6 地方厚生 (支) 局による医療法人への報告徴求の実施状況

(単位: 件)

地方厚生 (支) 局 No.	平成 15 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 5 の「—」は、平成 18 年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表 5 - (2) - 7 地方厚生 (支) 局による医療法人への立入検査の実施状況

(単位: 件)

地方厚生 (支) 局 No.	平成 15 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0
3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 5 の「—」は、平成 18 年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表5-2-8 地方厚生(支)局による医療法人への書面による行政指導の実施状況

(単位:件)

地方厚生 (支)局 No.	平成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	—	—	—	—	—	21	10	6	8	8
4	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 3の「—」は、平成19年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

3 NO. 5の「—」は、平成18年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

4 NO. 6の「—」は、平成22年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表5-2-9 地方厚生(支)局による立入検査等において、医療法人に対し改善指導が行われた主な事例

事例 No.	内容
1	不適正運営が疑われたため、立入検査を実施した。その結果、①法人の前理事長が理事失職した後、1年以上理事長が選任されていない、②理事長代理理事である者が代理辞任を表明しているにもかかわらず、辞任の意思について審議を行っていない、③営利法人に対して資金貸付けを行っていた等32項目の不適切な運営状況を確認したため、当該医療法人に対し、当該項目を是正するため、改善計画書を提出するよう指導した。
2	法人から提出された事業報告書等を確認したところ、貸付金が計上されていたため、長期貸付金に関する内部規定の有無及び当該貸付金の明細の提出を依頼した。その結果、内部規定が未整備であったため、当該医療法人に対し、貸付けを廃止する又は規定を策定するよう指導した。

(注) 当省の調査結果による。

表5-2-10 医療法人における役職員への福利厚生目的での貸付けに関する規定

<p>○ 医療法人の附帯業務について(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)(抄)</p> <p>(別表)</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>(略)</p> <p>留意事項</p> <p>1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。</p> <p>2・3 (略)</p>

表5- (3) - 1 社会福祉法人の所轄庁による指導監査において、繰り返し改善指導が行われている事例

- 特定の理事の理事会への欠席が常態化している（大臣所管3法人）
- 理事会議事録に未記載の内容があるほか、誤字・脱字が多くみられる（大臣所管1法人）
- 会計簿外の借入れが発生したことについて、経緯等を究明の上、再発防止策を講じるよう指導された点に対し、十分な対応を行っていない（大臣所管1法人）
- 随意契約の要件に該当しない契約を随意契約で行っている（大臣所管1法人）
- 理事会及び評議員会の議事録を偽造していたとして指摘を受けた点について、改善報告書で再発防止策として毎月実施するとしていた事務局会議が開催されていない（大臣所管1法人）
- 借用の不動産に係る利用権の登記が行われていない（大臣所管1法人）
- 役員報酬規程を作成するよう指導された後に作成した規程が理事会の議決を得ておらず、実際の支払実体とも合致していない（知事所管1法人）
- 理事及び評議員の就任承諾書に任期が明記されていない（知事所管1法人）

（注） 当省の調査結果による。

表5- (3) - 2 社会福祉法人における定款変更に関する規定

- **社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）**
（申請）
- 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 社会福祉事業の種類
 - 四 事務所の所在地
 - 五 役員に関する事項
 - 六 会議に関する事項
 - 七 資産に関する事項
 - 八 会計に関する事項
 - 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
 - 十 公益事業を行う場合には、その種類
 - 十一 収益事業を行う場合には、その種類
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2・3 （略）
- 4 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、

当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(定款の変更)

第 43 条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2～4 (略)

○ **社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）（抄）**

(定款変更の届出)

第 4 条 法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第 31 条第 1 項第 4 号に掲げる事項
- 二 法第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
- 三 法第 31 条第 1 項第 14 号に掲げる事項

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 5－(3)－3 社会福祉法人において新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていない事例の件数

(単位：件)

内容	大臣所管 法人 (182)	知事所管 法人 (130)	計 (312)
新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていない事例の件数 (注 2)	16	17	33
上記のうち、定款変更が必要な事実の発生後、1 年以上変更認可の申請が行われていなかったもの	5	6	11

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した 7 地方厚生局及び 15 都道府県が平成 16 年度から 25 年度までの間に受理していた定款変更申請のうち、所轄庁及び今回調査した 52 社会福祉法人それぞれにおける直近 5 例のものを対象とした。

表5－(3)－4 社会福祉法人の所轄庁における監事監査に係る指導等の実施状況

(単位：機関)

監事監査に係る指導等の実施状況		地方厚生局	都道府県
調査した所轄庁数		7	15
指導等の内容	指導監査において、監事監査に係る指導を行っている	7	15
	監事監査に係る手引書や監査報告書様式を所管法人に提示	0	8 (注2)
	監事を対象とした研修を実施	0	3 (注2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都道府県の「監事監査に係る手引書や監査報告書様式を所管法人に提示」欄及び「監事を対象とした研修を実施」欄の機関数には重複を含む。

(参考) 地方厚生局による指導監査における社会福祉法人の監査事務への指導の例

今回の調査の結果、以下の事項を理由として、所轄庁が法人の監査事務に対し指導を行っている例がみられた。

(法律に係るもの)

- ・ 財務諸表の整合性が取れていない。

(政令に係るもの)

- ・ 代表権を有する者の登記が組合等登記令に基づく期限内に行われていない。

(厚生労働省通知(審査基準)に係るもの)

- ・ 財務担当監事が役員を務める会社が当該法人の施設の建設工事を請け負っている。
- ・ 法人の理事に加えるべき施設長が選任されていない。

(定款及び法人の内部規程に係るもの)

- ・ 定款変更手続の遅延がみられる。
- ・ 定款において、理事長は理事の互選により選出するとされているが、旧理事体制のまま実施され、新理事体制による互選となっていない。
- ・ 定款において、施設長は、理事会の議決を得て理事長が任免することとされているが、施設長就任日以降の事後承認の形で理事会の議決がなされており、適切な時期に任命されていない。
- ・ 資金を借り入れる際に理事会(評議員会)の議決を経していない。
- ・ 旅費規程に則さない旅費を支給している。
- ・ 会計処理が経理規程に則って行われていない。

(注) 当省の調査結果による。

表5-(3)-5 社会福祉法人の所轄庁が監事監査のチェックリストを示している例（広島県の例）

監事監査チェックリスト（業務監査）（例）				
		監査実施日	平成	年 月 日
		監査実施者		

（注）監査項目及び確認書類は主な例であり、すべてを網羅したものではない。

1 規程					
チェックポイント		作成済	未作成	非該当	確認する書類
1-1	規程 次の規程が整備されているか。 ① 定款 ② 定款施行細則（理事長の専決事項など。） ③ 経理規程 ④ 就業規則（非常勤職員を含む。） ⑤ 給与規程（非常勤職員を含む。） ⑥ その他法人及び事業の運営に必要な規程 （決裁、公印・文書管理、旅費規程、役員報酬等規程など。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款等の各規程

2 事業（活動）の概要					
チェックポイント		はい	いいえ	非該当	確認すべき書類
2-1	① 定款に記載されている事業（事業目的）と実際に行われている事業が整合しているか。 ② 年間事業計画に従って事業が適切に遂行されているか。 ③ 事業（活動）の状況を適切に評価し、取組みに活かしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款 理事会・評議員会議事録 事業計画書 事業報告書 社会福祉法人現況報告書

3 役員、理事会、評議員会に関する事項					
チェックポイント		はい	いいえ	非該当	確認する書類
3-1	役員、評議員の選任手続が定款の定めに従い適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理事会・評議員会議事録
3-2	役員、評議員に欠員はないか。補充は遅延していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	役員名簿 役員の就任承諾書 役員の履歴書
3-3	代表者の職務代理者を定款の規定に基づき指名しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	代表者の重任・変更について、2週間以内に登記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本
3-5	報酬・費用弁償を根拠なく支給していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	役員報酬規程
3-6	報酬の額は勤務実態から考え妥当か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業務記録等
3-7	理事会・評議員会の開催時期、開催通知時期及び開催回数は適切か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理事会・評議員会開催通知 理事会・評議員会議事録

（以下略）

（注） 広島県ホームページに基づき、当省が作成した。

表5- (3) - 6 社会福祉法人の外部監査に関する規定

○ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)(抄)

別紙1 社会福祉法人審査基準

第3 法人の組織運営

5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行なうことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行なうことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1247号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

(注) 下線は当省が付した。

表5- (3) - 7 「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人数

(単位：法人)

内容	大臣所管法人 (35)	知事所管法人 (17)
うち、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上に該当する法人数	22	9
うち、「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していない法人数	4	3

(注) 当省の調査結果による。

表5－(3)－8 社会福祉法人の外部監査の受検状況

(単位：法人)

外部監査の受検状況	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人 (31)		「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当しない法人 (21)		計 (52)
	大臣所管法人 (22)	知事所管法人 (9)	大臣所管法人 (13)	知事所管法人 (8)	
受検実績あり	8	2	6	1	17
公認会計士による監査 (A)	4	1	2	0	7
公認会計士以外(税理士等)による監査 (B)	3	1	3	1	8
(A)、(B)の両方を受検 (C)	1	0	1	0	2
受検実績なし	14	7	7	7	35
社会福祉法人用に関発された外部監査があれば受検する意向がある	12	7	5	5	29

(注) 1 当省の調査結果による。

2 (A) 及び (B) には (C) を含まない。

表5－(3)－9 「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する31法人のうち外部監査を受検していない21法人における未受検の理由

(単位：法人)

外部監査を受検しない理由	大臣所管法人（14）	知事所管法人（7）
外部監査に要する費用が高額であるため	8	1
監事監査で十分と考えている、監事又は理事に公認会計士又は税理士がいるため	5	2
所管庁による指導監査や施設監査、補助金監査等、多くの監査を受検しているため	1	0
外部監査として認められる監査内容が不明なため	1	0
外部監査の必要性が感じられないため	1	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重複回答している法人や未回答の法人があるため、合計数と各所管法人数は一致しない。

表5－(4)－1 地方厚生（支）局における健康保険組合に対する実地指導監査の実施状況

地方厚生（支）局で実施する健康保険組合に対する実地指導監査については、「健康保険組合の指導監督について」（平成13年3月22日付け発第76号）で定める「健康保険組合指導監督方針」によるほか、毎年度、厚生労働省が地方厚生（支）局に対して実地指導監査の実施方針等を通知し、これを受けて地方厚生（支）局において、監査を実施する健康保険組合や実施時期等を定めた実地指導監査の年度計画を策定することとされている。

今回、8地方厚生（支）局における実地指導監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績及び25年度の計画数）を調査したところ、その結果は次のとおりであった。

地方厚生（支）局	平成23年度 監査実施法人数/管内法人数	平成24年度 監査実施法人数/管内法人数	平成25年度 監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	4 / 14	3 / 14	4 / 14
東北厚生局	11 / 34	11 / 34	11 / 33
関東信越厚生局	173 / 812	179 / 803	172 / 798
東海北陸厚生局	32 / 190	34 / 189	34 / 184
近畿厚生局	56 / 289	58 / 287	57 / 282
中国四国厚生局	8 / 36	8 / 36	6 / 36
四国厚生支局	8 / 24	8 / 24	8 / 24
九州厚生局	14 / 48	15 / 48	16 / 48

(注) 当省の調査結果による。

表5-4-2 健康保険組合に対する実地指導監査における監事面談の実施に関する通知

厚生労働省では、毎年度、実地指導監査の実施方針等を定めて、地方厚生（支）局に通知している。平成23年度以降の通知では、実地指導監査の際に監事面談を実施することを定めており、平成25年度の通知では、次の内容となっている。

○ 「平成25年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（平成25年3月29日付け保保発0329第1号）（抄）

第4 実施方法

4 監事面談の実施

組合の内部統制を強化する観点から、監査時に監事（最低1名）の出席を求め、監事業務の実施状況等を聴取（以下「監事面談」という。）すること。

なお、監事面談は、総合監査及び経理監査の両方で実施することが望ましいが、少なくとも総合監査において、必ず監事の出席を求めること。

監事面談では、次の点を確認するとともに、必要に応じて適切な助言を行うこと。

(1) 監事業務の状況について

監査計画、監査項目、財務諸表等の決算資料の監査状況等を確認すること。

特に、会計帳簿の突合・点検が十分なされているか確認し、十分ではないようであれば、外部の経理事務に精通したものを活用するなど適切な対応を求めること。

（外部の経理事務に精通したものの例）

- ・ 外部の公認会計士等の活用
- ・ 母体企業や適用事業所の財務・監査部などの活用
- ・ 組合で共同して、経理事務に精通したものを出し合ったり、雇ったりする、又は相互に確認しあうなどの対応。

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第21条の規定により、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止などの安全管理のために必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていること、また、健康保険法（大正11年法律第70号）第22条の2により準用される第7条の37第1項の規定により、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならないこととされていることに注意すること。

(2) 監事監査における指摘事項等について

監事の指摘事項の内容及び当該指摘に係る改善状況等を確認すること。

(3) その他

監事業務の問題点や苦慮する点等を確認すること。

（注） 下線は当省が付した。

(参考) 健康保険組合の監事の職務に関する通知

厚生労働省では、「健康保険組合の事業運営について」(平成19年2月1日付け保発第0201001号)の通知において、「健康保険組合事業運営基準」を定めており、その中で、監事については次のとおり職務の内容を示している。

○ 「健康保険組合事業運営基準」(抄)

第5 監事

監事は、独立した機関であることを自覚し、次に掲げるところにより、組合の事業全般について厳正な監査を実施すること。

- 1 監査は、組合の決算終了後組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合など、必要に応じ実施すること。
- 2 監査を実施したときは、組合会に対し意見を述べること。

また、健康保険組合の経理事務の事故の防止と事故があった場合の適切かつ迅速な対応の一層の徹底を図るために、厚生労働省が健康保険組合の理事長宛てに発出した「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱について」(平成23年12月26日付け保保発1226第1号)の通知では、「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」を定めている。この要領では、「健康保険組合事業運営基準」における特に大事な点について趣旨を示し、法人においてこれを常に意識し、遵守できているか自己確認を行うとともに、必要に応じて業務の改善に取り組むことを求めており、監事の役割については、以下の内容を示している。

○ 「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」(抄)

第2 経理事務事故防止のための取り組み

1. 遵守すべき事項

(3) 監事の役割

第5 監事

監事は、独立した機関であることを自覚し、次に掲げるところにより、組合の事業全般について厳正な監査を実施すること。

(略)

監事は、組合の執行機関と議決機関から独立して、業務の執行と財産の状況を監査する立場であることを認識し、特に次の点に留意し、監査の実施を強化すること。

- ・ 監査頻度
- ・ 事業内容の把握(例：組合会、理事会への出席を徹底すること。)
- ・ 会計帳簿の突合の徹底

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5－(4)－3 健康保険組合における自己点検シートを活用した監査機能の強化の推進

厚生労働省が健康保険組合の理事長宛てに発出した「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱について」(平成23年12月26日付け保保発1226第1号)の通知に定める「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」では、経理事務における事故防止に資するものとして厚生労働省が策定した「自己点検シート」を示しており、法人において1年に1回程度これを有効に活用して、適切な事務処理体制の構築等に努めることを求めている。

また、これに加えて、保険の適用、給付及び保健事業等についても健康保険組合独自の監査機能の強化を図るために、「健康保険組合における自己点検の実施について」(平成24年4月13日付け保保発0413第4号)の通知において「自己点検シート(適用、給付、保健事業等)」を示して、1年に1回程度、定期的に自己点検を実施するとともに、その結果を把握した上で、必要な業務の改善を行うなど、適切な事業運営に取り組むことを求めている。

さらに、地方厚生(支)局における実地指導監査の際は、これらの自己点検シートの実施状況(点検結果による改善状況を含む)について確認し、その内容に応じた指導を行っている。

「自己点検シート」の点検項目の具体例は、次のとおり。

(別紙1)

自己点検シート

この自己点検シートは、経理事務における事故の防止のため、定期的に自己点検を行うためにまとめたものであり、組合の適正な経理事務に活用されたい。

なお、この点検は、理事長、常務理事又は監事が行うこととし、理事長は、点検結果の内容を把握し、改善に努めること。

(注意事項)

※ この自己点検シートは、法令・通知・基準以外の組合事業の運営上必要とする事項についても記載している(なお、法令上全てを網羅したものではない。)

※ 法令等については、以下のとおり、簡略して表示。

法：健康保険法

基準：健康保険組合事業運営基準

令：健康保険法施行令

指針：健康保険組合事業運営指針

則：健康保険法施行規則

規約例：健康保険組合同規約例(昭和36年6月23日保発第38号)

予算編成通知：健康保険組合予算編成通知(平成22年12月24日保保発1224第1号)

予算編成基準：健康保険組合予算編成基準(昭和35年11月4日保発第66号)

点 検 項 目		適	否
1	組合の事業運営		
	(1) 役職員の職務執行状況等		
	公印は理事長又は常務理事が管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常務理事への「理事長の事務委任状」はあるか。(規約例第38条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	常務理事は継続的に組合事務を掌理しているか。(基準第4-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常務理事が兼任の場合、常務理事の権限が事務長等に任されていないか。(規約例第38条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出向の場合、出向協定書又は覚書等が交わされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事務長以下事務職員の配置等の状況		
	職員数は組合の規模等を勘案し、適正な数となっているか。(基準第6-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事務処理について、複数の職員による点検及び決裁を行っているか。(基準第6-3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事務担当替えを一定のサイクルで行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	職員を研修に参加させているか。(平成22年12月24日保発第1224第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出向の場合、出向協定書又は覚書等が交わされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 組合原簿等の整備		
	組合原簿を整備しているか(昭和4年11月5日保発第731号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	規約は事業運営基準の見直しに伴い改正しているか。(平成19年2月1日保発0212001号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	諸規程は法令及び規約の改正に伴うものとなっているか。(平成19年2月1日保発0212001号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	組合会及び理事会に関する事項		
	(1) 組合会の状況		
	組合会議員の選出は法令、規約及び規程に基づき執行しているか。(法第18条、規約例、選挙執行規程例(昭和28年4月2日保発第26号))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	組合会議員の定数は、理事定数の2倍を超えているか。(基準第3-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定の議員が毎回欠席していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	書面による出席に必要な書類は提出されているか。(令第12条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	代理出席の場合、代理権を証する書面が提出されているか。(令第12条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一人の代理人につき4人までの代理としているか。(令第12条第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	組合会会議録は、提案理由の説明、討議、質疑応答の内容等詳細に記録しているか。(令第13条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	議案の採決は組合会会議規則に基づいて行っているか。(組合会会議規則例(大正15年12月21日))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

理事長専決事項は組合会が成立しないためのものか、又は緊急を要するもののいずれかに該当しているか。(令第7条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事長専決事項した場合、次回の組合会において報告、承認されているか。(令第7条第5項、基準第3-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 理事会の状況		
理事及び理事長選挙は法令、規約及び規程に基づき適正に行われているか。(法第21条、規約例第28条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事会会議録は、提案理由の説明、討議、質疑応答の内容等詳細に記録しているか。(基準第4-11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事会において準備金、任意積立金の保有方法、管理方法について議決しているか。基準第4-4-(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事は理事会に出席しているか。(規約例第30条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 監事監査の状況		
監事選挙は法令、規約及び規程に基づき適正に行われているか。(法第21条第4項、第5項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事監査は決算終了後組合会が決算を承認する前に実施しているか。(基準第5-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業全般について厳正に監査を実施しているか。(形式的なものとなっていないか。)(基準第5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事は決算組合会にて監査の結果を組合会に書面にて報告しているか。(基準第5-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外部監査実施の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(参考) 1 上表は、「点検シート」の1及び2の点検項目について抜粋したものであるが、3以降の点検項目の区分は以下のとおりである。

- ・ 3 予算執行状況
- ・ 4 現金出納事務の状況
- ・ 5 会計帳簿の整理状況等
- ・ 6 決算の状況
- ・ 7 準備金及びその他の積立金の管理状況
- ・ 8 固定資産、備品等の管理状況
- ・ 9 収支証拠書類の整理保管状況
- ・ 10 契約事務等の状況
- ・ 11 会計帳簿の備え付けの状況
- ・ 12 規約・諸規程の整備状況

2 「自己点検シート(適用、給付、保健事業等)」における点検項目の区分は以下のとおりである。

- ・ 1 適用に関すること
- ・ 2 保険給付に関すること
- ・ 3 保健事業に関すること
- ・ 4 医療費適正化対策の状況
- ・ 5 公告の取扱い
- ・ 6 個人情報に関すること

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 5 - (5) - 1 厚生年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「厚生年金基金の事業運営について」(昭和 41 年 11 月 30 日付け年発第 549 号)(抄)

別紙 厚生年金基金の事業運営基準

第四 監事

基金の監事制度は、専門的、技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続される必要上、自己監査機関として特に設けられたので、立法の趣旨を十分勘案して適当な者を選任し、その機能を十分活用するものであること。

- 1 法第 120 条の 4 の規定により、監事に代表権が与えられる場合においては、監事 2 名で共同して行うものとする。
- 2 監事の監査は、別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」を基準として、監事の監査規程を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。
- 3 監事は、その職務を行ったときは必ず記録を作成すること。

別紙 厚生年金基金監事監査規程要綱

- 1 監事の監査は、厚生年金保険法第 120 条第 4 項の規定に基づいて、基金の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。
- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎年 1 回、次に掲げる事項のすべてについて行うものとする。ただし、(4)に掲げる事項については、毎月 1 回、(3)及び(5)に掲げる事項については、四半期に 1 回行うものとする。
 - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
 - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
 - (3) 事業計画の実施状況
 - (4) 経理及び掛金に関する事項
 - (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する事項
 - (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
 - (7) 標準給与の決定及び年金たる給付及び一時金たる給付の支給の裁定等の処分に関する事項
 - (8) 貸借対照表、損益計算書及び業務報告書その他決算に関する事項
 - (9) 業務概況の周知に関する事項
 - (10) その他業務の執行に関する状況

- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎年度当初、当該年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又は業務及び財務の状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 7 監事は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならない。
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、理事又は理事長に意見を提出することができる。
 - (1) 業務の改善に関する事項
 - (2) 予算の編成に関する事項
 - (3) 基金の財政計画に関する事項
 - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査の結果、文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年一回は代議員会に報告しなければならない。
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 11 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
 - (1) 監督官庁からの認可書（厚生年金基金の設立に係る適用事業所の増加又は減少に係るものを除く。）、承認書、通知書その他の文書
 - (2) 規程等の制定及び改廃に関する文書
 - (3) 業務運営の基本方針に関する文書
 - (4) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
 - (5) 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書
 - (6) 借入金の借入れに関する文書
 - (7) その他業務運営に関する重要な文書
- 12 監事の職務は、合議により行う。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知は、平成26年4月1日の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）施行前のものである。

表5-5-2 厚生年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例

厚生労働省では、表5-5-1で示した「厚生年金基金監事監査規程要綱」の別紙で監事監査における具体的な監査項目を示している。監査項目の具体例は次のとおり。

別紙				
(実施欄は実施した項目につき✓を付し適否欄は該当するものを○で囲む)				
	監 査 項 目	実施	適 否	摘 要
共 通 事 項	1 文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		いる いない	
	2 受付文書に受付印を押印しているか		いる いない	
	3 文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		いる いない	
	4 決裁又は供覧を確実にこなっているか		いる いない	
	5 処理は迅速に行なわれているか		いる いない	
	6 受託会社との協定事項は守られているか		いる いない	
	7 行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		適 否	
	8 通達等関係書類の整理保管の状況		適 否	
	9 基金と設立事業所との連絡		適 否	
	10 完結書類の整理保管の状況		適 否	
庶 務 関 係	1 理事会の会議録の整備状況		適 否	
	2 代議員会の会議録の整備状況		適 否	
	3 規約原簿の整備状況		適 否	
	4 基金原簿の整備状況		適 否	
	5 諸規程の整備状況		適 否	
	6 公印の保管状況及び使用者		適 否	
	7 キャッシュカードの保管状況及び使用者		適 否	
経 理 関 係	1 現金、預貯金の通帳または預り証等の保管方法		適 否	
	2 現金、預貯金の月末突合結果		適 否	
	3 元帳、補助簿の整備状況		適 否	
	4 証ひょう書類の内容及び整備状況		適 否	
	5 会計伝票の起票及び勘定科目		適 否	
	6 証ひょうと会計伝票との突合結果		適 否	

7	日（月）計表の作成状況		適 否	
8	月計表と元帳、補助簿の突合結果		適 否	
9	月計表、元帳、補助簿の計算調査結果		適 否	
10	金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高との突合結果		適 否	
11	会計伝票の決裁の実施状況		適 否	
12	キャッシュカードによる入出金等と会計伝票との突合結果		適 否	

(参考) 1 上表は、月例（四半期）監査用の別紙について抜粋したものであるが、掲載を省略した部分の監査項目の区分は以下のとおりである。

- ・掛金関係
- ・資産運用関係
- ・適用関係
- ・給付関係
- ・中途脱退者関係
- ・業務概況の周知関係
- ・福祉施設関係

2 このほか、総合監査用の別紙及び決算関係監査調書に係る監査項目が示されている。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5－(5)－3 地方厚生（支）局における厚生年金基金に対する実地監査の実施状況

地方厚生（支）局で実施する厚生年金基金に対する実地監査については、「厚生年金基金の指導監督について」（昭和42年5月27日付け年発第580号）において、厚生労働省年金局で決定した基本方針に基づき、毎年度、地方厚生（支）局長が監査を実施する法人を選定し、具体的実地監査計画を策定することとされている。

今回、8地方厚生（支）局における実地監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数）を調査したところ、その結果は次のとおりであった。

（単位：法人）

地方厚生（支）局	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	監査実施法人数/管内法人数	監査実施法人数/管内法人数	監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	5 / 9	4 / 9	3 / 9
東北厚生局	11 / 27	6 / 25	8 / 24
関東信越厚生局	63 / 314	59 / 307	69 / 296
東海北陸厚生局	14 / 64	14 / 64	16 / 62
近畿厚生局	15 / 92	18 / 85	26 / 82
中国四国厚生局	8 / 35	7 / 35	5 / 35
四国厚生支局	6 / 19	9 / 19	5 / 19
九州厚生局	5 / 35	9 / 33	9 / 33

（注）1 当省の調査結果による。

2 各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している（例 平成23年度の管内法人数＝平成23年3月31日現在の数値）。

3 平成25年度の「監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点（平成25年7月）の数値を計上している。

（参考）厚生労働省が実施した厚生年金基金に対する会計事務執行状況の点検調査結果に基づく
監事監査に係る指導

厚生労働省では、平成22年度に全国608の厚生年金基金に対して会計事務執行状況の点検調査を行った際に、監事監査の実施状況を確認している。その結果では、一部の法人において、「厚生年金基金監事監査規程要綱」で示された月例監査や四半期監査を実施していない実態がみられたほか、月例監査で約4割、四半期監査で約3割の法人において、実質的に監事以外の者が帳簿等の確認を実施していたことなどが明らかにされている。

厚生労働省では、この点検調査の結果に基づき、地方厚生（支）局の担当課長宛てに、法人に対して法令等の規定を遵守した適正かつ厳正な事業運営を徹底するとともに、改善に向けた指導を行うよう通知を発出し、監事監査については次の内容を示している。

○ 「厚生年金基金の事業運営について」（平成22年12月22日付け年企発1222第1号）（抄）

7 監事監査の適正な実施

基金には、内部監査機関たる役員として監事を置くこととしており、監事は基金の業務を監査することとされている。（厚生年金保険法第119条、第120条）

また、監事による定例監査は毎年1回、経理や掛金に関する監査は月毎に、事業計画の実施状況等の監査は四半期毎に行うこととしており（「監事監査要綱」）、その具体的な監査内容等については、監事監査要綱の参考「厚生年金基金監事監査関係資料」で示しているところである。

今回の点検調査から、毎月の監査が実施されていない基金及び監査にあたって会計帳簿や預金通帳等の原本による確認を行っていない基金等が認められた。

監事による監査は法の規定に基づき行われるものであり、基金の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行うものであることから、このような基金においては、監事の果たすべき役割を踏まえ、適材の配置に努めるとともに、監事監査要綱の定めるところにより公平かつ厳正な監査を、監事自ら責任をもって実施するように改められたいこと。

なお、監事監査の実施にあたり、監事以外の者が補助を行うことは差し支えないが、最終的には監事が責任を負うものであること。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5-(5)-4 地方厚生(支)局の厚生年金基金に対する実地監査における監事以外の者による監査の実施、監事以外の者が補助として行う場合の監事の指示に関する指摘の状況(平成24年度)

指摘内容	法人数
月例(四半期)監査は、監事監査規程に基づき監事が実施すること。なお、監事以外の者が補助として行う場合は、監事による明確な指示の下に実施すること。	32
監事が実施する月例監査を学識経験顧問が実施していたこと、並びに四半期における監事監査が実施されていなかったことから、監事自ら責任をもって監査を実施すること。	3
監事監査規程第3条に規定されている学識経験顧問による月例(四半期)監査又は点検ができる事項について削除すること。また、月例(四半期)監査は監事が行うこと。なお、監事以外の者に補助として行わせる場合は、監事による明確な指示の下に実施すること。	1
監事監査について、補助者が監査を行う場合には、監事の明確な指示の下に行わせること。	1
監事は監事監査規程に基づき、月例監査及び理事長への通知は、監事自ら行うこと。	1
月例監査を常務理事が行っているため、監事自ら監査を行うこと。	1
合計	39

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 調査した8地方厚生(支)局が、平成24年度に126の厚生年金基金に対して実施した実地監査の結果による。

表5- (6) - 1 国民年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「国民年金基金の事業運営について」(平成3年7月12日付け年発第4595号)(抄)

別紙 国民年金基金の事業運営基準

第4 監事

基金の監事制度は、専門的かつ技術的な基金の事業が、長期にわたり健全に継続される必要があることから、自己監査機関として特に設けられたものであるから、立法の趣旨を十分勘案して適当な者を選任し、その機能を十分活用するものであること。

なお、学識経験を有する者のうちから選任する監事については、公的年金制度に関する学識又は経験が豊かであって、公平が期待できる者をもって充てること。

- 1 監事の監査は、別添「国民年金基金監事監査規程要綱」を基準とした規程に基づき、適正かつ厳正に行うこと。
- 2 監事は、その職務を行ったときは、必ず記録を作成すること。

別添 国民年金基金監事監査規程要綱

- 1 監事の監査は、法第125条第3項の規定に基づいて、基金の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。
- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎年1回、次の事項のすべてについて行うものとする。ただし、(3)に掲げる事項については、毎月1回、(4)に掲げる事項については、四半期に1回行うものとする。
 - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
 - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
 - (3) 事業計画並びに経理及び掛金に関する実施状況
 - (4) 積立金の管理及び運用に関する事項
 - (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
 - (6) 掛金額の決定並びに年金及び一時金の裁定等の処分に関する事項
 - (7) 貸借対照表、損益計算書及び業務報告書等の決算に関する事項
 - (8) その他業務の執行に関する状況
- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎事業年度当初、当該事業年度における監査の実施回数、時期その他実施に関する事項を掲げた実施計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又はそれらの状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件について検査をすることができる。
- 7 監事は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査をしたときは、これらに意見を付さなければならない。
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、理事又は理事長に対して意見を提出することができる。
 - (1) 業務の改善に関する事項

- (2) 予算の編成に関する事項
 - (3) 基金の財政計画に関する事項
 - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告しなければならない。
- 10 監事は、監査結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に対して意見を提出することができる。
- 11 監事は、監査の適正を図るため、次の各号に掲げる文書についてその執行前に回付を受けるものとする。
- (1) 監督官庁に対する認可又は承認の申請に関する文書
 - (2) 規程、規則等の制定及び改廃に関する文書
 - (3) 業務運営の基本方針に関する文書
 - (4) 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
 - (5) 業務経理に属する契約であつて重要なものに関する文書
 - (6) 信託会社等、生命保険会社、全共連、共水連、連合会、日本郵政公社及びその他の法人との契約に関する文書
 - (7) 借入金の借入れに関する文書
 - (8) 余裕金運用の決定に関する文書
 - (9) 業務報告書その他監督官庁へ提出する重要文書
 - (10) 国庫負担金の申請に関する文書
 - (11) その他業務上の重要な文書
- 12 監事は、前記11のほか、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
- (1) 監督官庁からの認可又は承認にかかる指令書、通知書その他の文書
 - (2) その他業務運営に関する重要文書
- 13 監事の職務は、合議により行う。ただし、前期3のただし書、11及び12に関する事務については、学識経験監事が単独でこれを処理することを原則とする。
- 14 監事の職務のうち常務は、学識経験監事が執行するものとする。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知の最終改正は、平成17年3月31日である。その後行われた国民年金法第125条の改正については、本通知に反映されていない。

表5－(6)－2 地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査の実施状況

地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査については、「国民年金基金の指導監督等について」（平成3年12月12日付け年発第6743号）において、厚生労働省年金局で決定した基本方針に基づき、毎年度、地方厚生（支）局長が監査を実施する法人を選定し、具体的実地監査計画を策定することとされている。

今回、6地方厚生（支）局における実地監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数）を調査したところ、その結果は以下のとおりであった。

地方厚生（支）局	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	監査実施法人数/管内法人数	監査実施法人数/管内法人数	監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	0 / 1	1 / 1	0 / 1
東北厚生局	2 / 6	2 / 6	2 / 6
関東信越厚生局	6 / 35	7 / 35	8 / 35
東海北陸厚生局	2 / 6	2 / 6	2 / 6
中国四国厚生局	1 / 5	1 / 5	1 / 5
四国厚生支局	1 / 4	1 / 4	1 / 4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している（例 平成23年度の管内法人数＝平成23年3月31日現在の数値）。

3 平成25年度の「監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点（平成25年7月）の数値を計上している。

表5－(7)－1 企業年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日付け年企発第0329003号・年運発第0329002号）（抄）

別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準

2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項

(4) 監事

① 監事は、専門的・技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続でき、かつ、特定の目的のために特に設立された認可法人である基金の運営が健全に行われるよう、自己監査機関として特に設けられたものであることを鑑み、監事制度の活用を図ること。

② 確定給付企業年金法（以下「法」という。）第23条の規定により、監事に代表権が与えられる場合においては、監事2名で共同して行うこと。

③ 監事の監査は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として監査規定を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。

別紙5 企業年金基金監事監査規程要綱

1 監事の監査は、確定給付企業年金法第22条第4項の規定に基づいて、企業年金基金（以

下「基金」という。)の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。

- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎事業年度1回、次に掲げる事項のすべてについて行うものとする。
 - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
 - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
 - (3) 事業計画の実施状況
 - (4) 経理及び掛金に関する事項
 - (5) 積立金の管理及び運用に関する事項
 - (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
 - (7) 給付の算定基礎となる給与等の決定及び給付の裁定等の処分に関する事項
 - (8) 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項
 - (9) その他業務の執行に関する状況
- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、これを理事長に通知するものとする。(様式1参照)
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又は業務及び財務の状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 7 監事は、決算に関する報告書及び事業報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならない。(様式3参照)
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、理事又は理事長に意見を提出することができる。
 - (1) 業務の改善に関する事項
 - (2) 予算の編成に関する事項
 - (3) 基金の財政計画に関する事項
 - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査の結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告しなければならない。(様式2参照)
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 11 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
 - (1) 監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書
 - (2) 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
 - (3) 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書
 - (4) 借入金の借入れに関する文書
 - (5) その他業務運営に関する重要な文書
- 12 監事の職務は、合議により行う。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）施行前のものである。

表 5 - (7) - 2 企業年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例

厚生労働省では、表 5 - (7) - 1 で示した「企業年金基金監事監査規程要綱」の別紙で監事監査における具体的な監査項目を示している。監査項目の具体例は次のとおり。				
別紙				
(実施欄は実施した項目につき✓を付し、適否欄は該当するものを○で囲む)				
共通事項	監査項目	実施	適否	摘要
	1 文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		いる いない	
	2 受付文書に受付印を押印しているか		いる いない	
	3 文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		いる いない	
	4 決裁又は供覧を確実にしているか		いる いない	
	5 処理は迅速に行われているか		いる いない	
	6 受託会社との協定事項は守られているか		いる いない	
	7 行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		適否	
	8 通達等関係書類の整理保管の状況		適否	
	9 基金と実施事業所との連絡		適否	
10 完結書類の整理保管の状況		適否		
庶務関係	1 理事会の会議録の整備状況		適否	
	2 代議員会の会議録の整備状況		適否	
	3 規約原簿の整備状況		適否	
	4 基金原簿の整備状況		適否	
	5 諸規程の整備状況		適否	
	6 公印の保管状況		適否	
経理関係	1 現金、預貯金の通帳または預り証等の保管方法		適否	
	2 現金、預貯金の月末突合結果		適否	
	3 元帳、補助簿の整備状況		適否	
	4 証票書類の内容及び整備状況		適否	
	5 会計伝票の起票及び勘定科目		適否	
	6 証票と会計伝票との突合結果		適否	
	7 日(月)計表の作成状況		適否	
	8 月計表と元帳、補助簿の突合結果		適否	

	9 月計表、元帳、補助簿の計算調査結果		適 否	
<p>(参考) 1 上表で掲載を省略した部分の監査項目の区分は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金関係 ・資産運用関係 ・適用関係 ・給付関係 ・情報開示関係 ・福祉事業関係 <p>2 このほか、決算関係監査調書に係る監査項目が示されている。</p>				

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5-(7)-3 地方厚生(支)局における企業年金基金に対する書面監査及び実地監査の実施状況

地方厚生(支)局における企業年金基金に対する監査については、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」(平成22年11月1日付け年発1101第1号)に定める「確定給付企業年金監査実施要綱」において、以下の法人を対象として、地方厚生(支)局で毎年度、半期ごとに監査実施計画を作成して計画的に実施することとされている。

- ・ 書面監査は、企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主等を対象とし、定期的に行うこととする。
- ・ 実地監査は、書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、地方厚生(支)局に提出された書面監査資料の記載内容等を踏まえ、事業所又は基金事務所に立ち入り、企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取を行うこと等により、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等を対象とする。

今回、4地方厚生局における書面監査及び実地監査の実施状況(平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数)を調査したところ、その結果は以下のとおりであった。

○書面監査

地方厚生局 No.	平成23年度 書面監査実施法人数/管内法人数	平成24年度 書面監査実施法人数/管内法人数	平成25年度 書面監査計画法人数/管内法人数
1	103 / 286	60 / 297	60 / 285
2	25 / 32	0 / 32	0 / 33
3	11 / 79	14 / 68	16 / 56
4	1 / 4	1 / 4	1 / 4

○実地監査

地方厚生局 No.	平成23年度 実地監査実施法人数/書面監査実施法人数	平成24年度 実地監査実施法人数/書面監査実施法人数	平成25年度 実地監査計画法人数/書面監査計画法人数
1	40 / 103	26 / 60	6 / 60
2	5 / 25	1 / 0	0 / 0
3	3 / 11	6 / 14	9 / 16
4	1 / 1	1 / 1	1 / 1

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 書面監査の表の各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している(例 平成23年度の管内法人数=平成23年3月31日現在の数値)。
- 3 平成25年度の書面監査の表の「書面監査計画法人数」及び同年度の実地監査の表の「実地監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点(平成25年7月)の数値を計上している。
- 4 実地監査については、「確定給付企業年金監査実施要綱」において、書面監査を行った企業年金の事業主等の一部について実施することとなっていることから、実地監査の表では、書面監査実施法人数(又は書面監査計画法人数)を分母としている。なお、地方厚生局 No. 2の平成24年度については、書面監査実施法人数が0であるにもかかわらず、実地監査実施法人数が1となっているが、これは平成23年に不祥事が発覚した法人に対して24年度に実地監査を実施したことによるものである。

表5-(7)-4 地方厚生(支)局における企業年金基金に対する書面監査の際の監事監査に係る
監査項目

地方厚生(支)局において実施する企業年金基金に対する書面監査については、「確定給付企業年金監査実施要綱」で示す「確定給付企業年金監査資料(基金型)」によって監査を実施することされている。このうち、監事監査に係る監査項目は次に掲げるとおりである。

○「確定給付企業年金監査資料(基金型)」(抄)

(2) 前年度の代議員会の開催の状況

① 開催回数(平成□□年度): □□回

② 開催日: 平成□□年□□月□□日
平成□□年□□月□□日

(3) 監事監査について

ア 前年度の監事監査の状況

① 年度当初作成した監査計画書を添付してください。

② 実施回数(平成□□年度): □□回

③ 実施日: 平成□□年□□月□□日
平成□□年□□月□□日
平成□□年□□月□□日
平成□□年□□月□□日

④ 定例監査の現状について記載してください。

【記載例】

例1 監事は、企業年金基金の事務室に向向き、元帳等の会計帳簿、会計伝票、領収証書及び預金通帳等の突合せ確認を行ったうえで、署名・押印をしている。

例2 監事は、企業年金基金から郵送されてきた書類により確認を行い、署名・押印のうえ、基金に返送する方法により行っている。預金通帳や会計伝票の原本等との突合せ確認は行っていない。

例3 監事以外の者が基金事務室で事務局から提示された書類及び口頭説明により確認を行い、署名・押印のうえ、監事に監査書類を郵送。監事は郵送された書類の内容の確認を行い、署名・押印した書類を企業年金基金に返送している。預金通帳や会計伝票の原本等との突合せ確認は行っていない。

	実施の有無	監査実施者	監査方法
定例監査			

イ 監事を選出するに当たって、会計事務に係る素養や資格等を考慮していますか。

内に○を付してください。

① いる	<input type="checkbox"/>
② いない	<input type="checkbox"/>

ウ 監事選出に当たって考慮している事項を記載してください。

考慮している事項	
----------	--

エ 現在の監事について、公認会計士や簿記等の会計事務に係る資格を有している場合、又は、経理事務に精通している経歴を有している場合には、差し支えない範囲で記載してください。

現在の監事	
-------	--

オ 会計事務所や税理士事務所等の外部専門家による会計チェックを受けていますか。

内に○を付してください。

① 受けている	<input type="checkbox"/>
② 受けていない	<input type="checkbox"/>

カ 上記オで「①受けている」場合、頻度、内容及び費用について、差し支えない範囲で記載してください。

① 頻 度 : 年 回

② 内 容	
-------	--

(4) 基金事務局の体制について

常勤職員 : 人

非常勤職員 : 人

(注) 厚生労働省の資料から抜粋した。

表 5 - (8) - 1 大阪湾広域臨海環境整備センターに出資している地方公共団体及び港湾管理者

[地方公共団体 (174 団体)]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、他 162 市町村

[港湾管理者 (4 団体)]

大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者

表 5 - (8) - 2 大阪湾広域臨海環境整備センターの管理委員会

管理委員長 大阪府知事

管理委員 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

表 5 - (8) - 3 大阪湾広域臨海環境整備センター一定款

○ 大阪湾広域臨海環境整備センター一定款 (昭和 58 年 3 月 17 日制定) (抄)

(役員)

第 21 条 センターに、役員として理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 15 人以内及び監事 2 人を置く。

